

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月12日
【四半期会計期間】	第52期第1四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）
【会社名】	株式会社オリエントコーポレーション
【英訳名】	Orient Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 齋藤 雅之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町5丁目2番地1
【電話番号】	(03)5877-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 古賀 正弘
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町5丁目2番地1
【電話番号】	(03)5877-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 古賀 正弘
【縦覧に供する場所】	株式会社オリエントコーポレーションさいたま支店 （さいたま市浦和区高砂1丁目13番4号） 株式会社オリエントコーポレーション千葉支店 （千葉市中央区新田町1番1号） 株式会社オリエントコーポレーション横浜支店 （横浜市中区太田町1丁目8番地） 株式会社オリエントコーポレーション名古屋支店 （名古屋市中区栄2丁目3番31号） 株式会社オリエントコーポレーション大阪支店 （大阪市中央区本町3丁目5番7号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第51期 第1四半期連結 累計期間	第52期 第1四半期連結 累計期間	第51期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成23年4月1日 至平成23年6月30日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
営業収益 (百万円)	58,533	51,849	223,828
経常利益又は経常損失 ( ) (百万円)	1,377	3,010	4,180
四半期 (当期) 純利益又は四半期 純損失 ( ) (百万円)	1,964	3,198	4,623
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,566	2,986	2,741
純資産額 (百万円)	190,084	188,297	191,278
総資産額 (百万円)	4,349,866	4,277,655	4,273,775
1株当たり四半期 (当期) 純利益 金額又は1株当たり四半期純損失 金額 ( ) (円)	3.91	4.69	7.84
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期) 純利益金額 (円)	0.72	-	1.80
自己資本比率 (%)	4.3	4.3	4.4

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 営業収益は、消費税等を除いて表示しております。

3. 第51期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

4. 第52期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しており、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及びその後の電力の供給不足等により製品供給に大きな打撃を受け、個人消費も生活防衛意識の高まりから低迷が続くなど停滞し、先行き不透明な状況で推移いたしました。加えて、当業界におきましても、昨年に完全施行されました改正貸金業法の個人借入に対する総量規制の影響が続くなど、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような状況のなか、当社におきましては、平成19年4月よりスタートさせました中期経営計画の最終年度として、これまで取り組んでまいりましたビジネスモデル・収益モデル改革を完成させ、事業収益の拡大に向け尽力するとともに、生産性の向上による更なるコスト圧縮に注力してまいりました。

当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、以下のとおりであります。

営業収益につきましては、前年同期比66億円減の518億円となりました。

これは、前期まで増加基調にありました個品割賦におきまして、東日本大震災の影響により取扱高が減少し減収となったことに加え、法改正の影響を受けて融資収益が大きく減少したためであります。

個品割賦につきましては、オートローンは、サプライチェーンの混乱による製品供給面に支障をきたし新車販売が減少したことや、当社が主力としております中古車販売市場も供給不足による低迷が続いたことにより減収となりました。ショッピングクレジットにつきましても、電力供給不安によるオール電化市場の冷え込みを主因に、住宅リフォームの取扱高が減少し減収となりました。

一方、カードショッピングにつきましては、「エディオンカード」の会員数が200万人を超え、取扱高が大きく伸長し全体を大きく牽引したことに加え、リボ残高の増加も奏功し増収となっております。

また、金融機関に対する保証も、株式会社みずほ銀行に加え、その他の金融機関に対して取組強化したことにより増収を確保することができました。

営業費用につきましては、前年同期比22億円減の548億円となりました。

一般経費は、生産性の向上によるコスト圧縮に取り組んできたことに加え、「エディオンカード」発行に伴う先行コストの減少等が寄与し削減することができました。また、貸倒関係費は、不良債権の発生は引き続き低水準で推移するものの、東日本大震災の影響に伴い被災地区におけるカウンセリング業務を一時的に停止したこと等により、全体としては前年並みの水準となりました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、30億円の経常損失、31億円の四半期純損失となりました。

## (2) 主な事業の状況

事業収益は502億円（前年同期比11.8%減）であり、以下に記載しております。

## （参考資料）事業収益の事業別内訳

事業	前第1四半期連結累計期間	当第1四半期連結累計期間	前年同期比
	金額（億円）	金額（億円）	増減率（％）
個品割賦	222	194	12.8
カード・融資 （内、カードショッピング）	230 (60)	192 (72)	16.6 (20.1)
銀行保証	77	78	2.5
その他	39	37	6.0
計	570	502	11.8

個品割賦事業

オートローンにつきましては、お客さまニーズに対応した自由返済型商品及び個人向けオートリース保証商品等を引き続き推進強化するとともに、輸入車ディーラー等の攻略にも注力するなど、様々な施策実行に取り組んでまいりました。

しかしながら、震災影響に伴う全国的な新車販売の落ち込みに加え、当社が得意とする中古車市場におきましても下取りに出る中古車の供給不足により、取扱高が大幅に減少し減収となりました。

また、ショッピングクレジットにつきましても、前年まで大きく伸長しておりました学費・住宅リフォーム分野を中心に取組強化を図ってまいりましたが、全体としては、震災の影響等により取扱高は減少し減収となりました。

学費分野は、総合大学や医科・歯科大学との提携を進めるとともに、通常分納方式、ステップアップ分納方式、親子リレー分納方式等の多彩な返済方法の提供にも努めてまいりました。また、Webの活用により利便性を向上させたことがお客さまに高く評価され、取扱高は増加しております。

一方、住宅リフォーム分野は、電力供給不足によるオール電化市場の冷え込みを主因に取扱高が減少しました。

この結果、個品割賦事業の事業収益は、194億円（前年同期比12.8%減）となりました。

カード・融資事業

カードショッピングにつきましては、当社の主力カードのひとつとなっております「エディオンカード」は会員数が200万人を超え、稼働率も高く取扱高が大きく伸長するだけでなく、分割払いやリボ払いといったお客さまの支払ニーズにお応えすることで収益拡大にも大きく貢献しております。

併せて、ご利用の後から返済方法をリボ払いに変更できる「あとリボ」サービスや一度の申し込みでそれ以降のお支払いが自動的にリボ払いとなる「マイ月リボ」サービスを引き続きご利用いただいた結果、リボ残高の積上げが図られております。

また、人気モデルがカード券面をデザインした提携カード「ファッショニスタカード」や人気アーティストをカード券面にデザインした「AAA（トリプルエー）カード」の募集を開始するなど、女性・若年層をターゲットに魅力ある稼働率を重視したカード発行にも努めております。

融資につきましては、法改正による個人貸付における総量規制の影響を受けたことにより、融資残高は減少し融資収益は減収となりました。引き続き、既存会員向けプロモーションの推進、新たな会員獲得の強化、並びに個人事業者向けカードローン「CREST for Biz」をはじめとする小規模事業者向け融資商品の推進に注力し、融資残高減少の歯止めを図ってまいります。

これらの結果、カードショッピングの事業収益は、72億円（前年同期比20.1%増）となりましたが、融資の事業収益は、120億円（前年同期比29.5%減）となり、カード・融資事業全体の事業収益としましては、192億円（前年同期比16.6%減）となりました。

#### 銀行保証事業

金融機関に対する保証業務につきましては、震災の影響により一部の提携先で取扱高が伸び悩んだ面もありましたが、株式会社みずほコーポレート銀行とのアライアンスの活用による一般金融機関との新規提携及び既存提携先への追加商品の投入など、取引深耕に注力してまいりました。

加えて、株式会社みずほ銀行の「みずほ銀行カードローン」や「居住用賃貸マンションローン」の取扱いも堅調に推移したことにより、全体としては増収を確保することができました。

この結果、銀行保証事業における事業収益は、78億円（前年同期比2.5%増）となりました。

#### その他事業

日本債権回収株式会社等のサービス会社2社をはじめ、情報処理サービスや営業代行等のクレジット関連業務を中心とするグループ会社各社は、引き続きグループ内での連携強化による営業基盤の拡充とともに、経営効率化や内部統制強化に努めるなど、堅実な事業展開を図ってまいりました。

しかしながら、依然として厳しい経済環境のなか、その他事業における事業収益は、37億円（前年同期比6.0%減）となりました。

#### (3) 財政状態の分析

資産の状況につきましては、資産合計は前連結会計年度の4兆2,737億円から38億円増加し、4兆2,776億円となりました。これは主に、割賦売掛金が増加したことによるものであります。

負債の状況につきましては、負債合計は前連結会計年度の4兆824億円から68億円増加し、4兆893億円となりました。これは主に、コマーシャル・ペーパーが増加したことによるものであります。

また、純資産につきましては、前連結会計年度の1,912億円から29億円減少し、1,882億円となりました。

#### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

#### (5) 研究開発活動

記載すべき事項はありません。

## 第3【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,825,000,000
I種優先株式	140,000,000
J種優先株式	150,000,000
計	2,115,000,000

## 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成23年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	681,851,918	681,922,418	東京証券取引所 市場第一部	(注)3,4,5,6
第一回I種優先株式	140,000,000	140,000,000	非上場・非登録	(注)4,6,7,10
第一回J種優先株式 (注)1	145,000,000	145,000,000	同上	(注)2,4,6,8,9
計	966,851,918	966,922,418	-	-

(注)1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

2. 第一回J種優先株式(以下「J種優先株式」という。)は、普通株式への転換を請求する権利を有し、その交付価額は株価の下落により下方修正され交付する普通株式数は増加します。なお、交付価額の下方修正には下限があり、提出日現在の交付価額は下限交付価額である140円に修正されております。詳細につきましては、注8(4)に記載しております。

3. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、議決権を有しております。

4. 当社の株式の単元株式数は、普通株式が500株、第一回I種優先株式(以下「I種優先株式」という。)及びJ種優先株式は1,000株であります。普通株式は平成19年6月4日に2株を1株にする株式併合を行い、普通株主の権利に変動が生じないように、株式併合の効力発生と同時に1,000株から500株に変更したものであります。また、I種優先株式及びJ種優先株式は議決権を有しないこととしております。これは、資本の増強にあたり既存株主への影響を考慮したためであります。

5. 平成23年7月1日に、新株予約権(ストック・オプション)が行使され新株を発行したため、普通株式の発行数が70,500株増加しております。

6. 当社におけるすべての種類株式について、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

7. I種優先株式の内容は次のとおりであります。

## (1) 優先株主配当金

## 優先配当金の額

当社は平成22年4月1日(但し、同日に開始する事業年度以前の事業年度において剰余金の配当を行うときは、当該事業年度の初日とする。以下「優先配当開始事業年度初日」という。)以降、剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録されたI種優先株式を有する株主(以下「I種優先株主」という。)又はI種優先株式の登録株式質権者(以下「I種登録株式質権者」という。)に対し、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、I種優先株式1株当たり、I種優先株式1株当たりの払込金額(1,000円)に、それぞれの事業年度ごとに下記に定める年率(以下「I種配当年率」という。)を乗じて算出した額の配当金(以下「I種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該事業年度において後記に定めるI種優先中間配当金を支払ったときは、当該I種優先中間配当金を控除した額とする。

I種配当年率は、優先配当開始事業年度初日以降、次回年率修正日の前日までの各事業年度について、以下に掲げる事業年度の区分に応じて、対応する各算式により計算される年率とする。

平成29年3月31日までに終了する事業年度：I種配当年率＝日本円TIBOR(6ヵ月物)＋1.00%

平成30年3月31日に終了する事業年度：I種配当年率＝日本円TIBOR(6ヵ月物)＋1.00%×122÷365

$$+ 2.75\% \times 243 \div 365$$

平成30年4月1日以降に終了する事業年度：I種配当年率 = 日本円TIBOR（6ヵ月物）+ 2.75%

- ・年率修正日は、優先配当開始事業年度初日以降の毎年4月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。
- ・日本円TIBOR（6ヵ月物）は、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）及びその直後の10月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の2時点において、午前11時における日本円6ヵ月物トーカー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として公表される数値の平均値を指すものとする。

#### 優先中間配当金の額

当社は、優先配当開始事業年度初日以降、中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録されたI種優先株主又はI種登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、I種優先株式1株につき各事業年度におけるI種優先配当金の2分の1の額の金銭（以下「I種優先中間配当金」という。）を支払う。但し、平成30年3月31日に終了する事業年度におけるI種優先中間配当金の額は、I種優先株式1株当たりの払込金額（1,000円）に、当該事業年度にかかる日本円TIBOR（6ヵ月物）の2分の1に0.7938%を加えた比率を乗じて算出した額とする。

#### 非累積条項

ある事業年度においてI種優先株主又はI種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がI種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

#### 参加条項

I種優先配当金が支払われた後に分配可能額があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、I種優先配当金（I種優先中間配当金を含む。）と1株につき同額に至るまで剰余金の配当（中間配当を含む。）を行うことができ、さらに分配可能額について剰余金の配当（中間配当を含む。）を行うときは、I種優先株主又はI種登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に対し、1株につき同額の配当財産を交付する。

#### (2) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、I種優先株主又はI種登録株式質権者に対し普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、I種優先株式1株につき1,000円を支払う。I種優先株主又はI種登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。

#### (3) 議決権

I種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

#### (4) 強制取得

当社は、いつでもI種優先株式の全部又は一部を取得することができるものとし、I種優先株式を取得すると引換えに、後記に定める額の金銭を交付するものとする。I種優先株式の一部を取得する場合、取得される株式は按分比例により決定する。

I種優先株式の取得と引換えに交付する金銭の額は、1株につき1,050円に、優先配当開始事業年度初日以降は取得日の属する事業年度におけるI種優先配当金の額を当該事業年度の初日から取得日までの日数（初日及び取得日を含む。）で日割計算した額（但し、取得日が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間の日である場合には以下に定める修正加算額とする。）を加算した額とする。但し、取得日の属する事業年度においてI種優先中間配当金を既に支払ったときは、その額を控除した金額とする。

$$\text{修正加算額} = \text{I種優先株式1株当たりの払込金額（1,000円）} \times (a1 \times b \div 365 + a2 \times c \div 365)$$

なお、上記算式における各記号は以下の意味を有する。

$$a1 = \text{平成30年3月31日に終了する事業年度にかかる日本円TIBOR（6ヵ月物）} + 1.00\%$$

$$b = \text{平成29年4月1日から取得日までの日数（平成29年4月1日及び取得日を含む。但し、平成29年8月1日以降の日数を除く。）}$$

$$a2 = \text{平成30年3月31日に終了する事業年度にかかる日本円TIBOR（6ヵ月物）} + 2.75\%$$

$$c = \text{平成29年8月1日から取得日までの日数（平成29年8月1日及び取得日を含む。但し、取得日が平成29年7月31日以前の場合には、零とする。）}$$

## (5) 株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

当社は、法令に定める場合を除き、I種優先株式について株式の併合、分割又は無償割当ては行わない。当社はI種優先株主には、募集株式、募集新株予約権又は募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

## (6) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金及び優先中間配当金の支払順位並びに残余財産の分配順位は、同順位とする。

## 8. J種優先株式の内容は次のとおりであります。

## (1) 優先株主配当金

## 優先配当金の額

当社は優先配当開始事業年度初日以降、剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録されたJ種優先株式を有する株主（以下「J種優先株主」という。）又はJ種優先株式の登録株式質権者（以下「J種登録株式質権者」という。）に対し、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、J種優先株式1株当たり、J種優先株式1株当たりの払込金額（1,000円）に、それぞれの事業年度ごとに下記に定める年率（以下「J種配当年率」という。）を乗じて算出した額の配当金（以下「J種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該事業年度において後記に定めるJ種優先中間配当金を支払ったときは、当該J種優先中間配当金を控除した額とする。

J種配当年率は、優先配当開始事業年度初日以降、次回年率修正日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

J種配当年率 = 日本円TIBOR（6ヵ月物） + 1.00%

・年率修正日は、優先配当開始事業年度初日以降の毎年4月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。

・日本円TIBOR（6ヵ月物）は、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）及びその直後の10月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の2時点において、午前11時における日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として公表される数値の平均値を指すものとする。

## 優先中間配当金の額

当社は、優先配当開始事業年度初日以降、中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録されたJ種優先株主又はJ種登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、J種優先株式1株につき各事業年度におけるJ種優先配当金の2分の1の額の金銭（以下「J種優先中間配当金」という。）を支払う。

## 非累積条項

ある事業年度においてJ種優先株主又はJ種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がJ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

## 参加条項

J種優先配当金が支払われた後に分配可能額があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、J種優先配当金（J種優先中間配当金を含む。）と1株につき同額に至るまで剰余金の配当（中間配当を含む。）を行うことができ、さらに分配可能額について剰余金の配当（中間配当を含む。）を行うときは、J種優先株主又はJ種登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に対し、1株につき同額の配当財産を交付する。

## (2) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、J種優先株主又はJ種登録株式質権者に対し普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、J種優先株式1株につき1,000円を支払う。J種優先株主又はJ種登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。

## (3) 議決権

J種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

## (4) 普通株式への転換を請求する権利

J種優先株主は、当社に対して、以下に定める期間中、その有するJ種優先株式の全部又は一部を取得し、これと引換えに当社の普通株式を交付すること（以下「転換」という。）を請求することができる。

## 転換を請求することができる期間

平成22年11月1日から平成32年11月1日まで

## 転換条件

イ．当初交付価額

当初交付価額は、267円とする。



ロ．転換により交付する普通株式数

転換により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{J種優先株主が取得の請求をしたJ種優先株式の払込金額} \div \text{交付価額の総額}}{\text{J種優先株式の払込金額} \div \text{交付価額の総額}}$$

交付すべき株式数の算出に当たって1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

ハ．交付価額の修正

交付価額は、平成19年6月4日から平成19年7月17日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値に0.9を乗じた額が、当初交付価額を下回る場合は、平成19年7月18日以降、当該平均値に0.9を乗じた額に修正される。

また、交付価額は、平成19年8月1日以降の毎年2月1日及び8月1日（以下「修正日」という。）における「修正基準価額」が、当該修正日の直前において有効な交付価額を下回る場合は、当該修正日以降、当該修正基準価額に修正される。

修正日における「修正基準価額」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額とするが、当該修正基準価額が140円（以下「下限交付価額」という。）を下回る場合には、修正後交付価額は、下限交付価額とする。

なお、提出日現在の交付価額は下限交付価額に修正されている。

二．交付価額の調整

J種優先株式の発行後、株式分割や株式併合により普通株式を発行する場合その他一定の場合には交付価額は下記算式により計算される交付価額に調整されるほか、合併等により交付価額の調整を必要とする場合には必要な交付価額の調整を行う。

$$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(5) 取得条項（強制転換）

当社は、取得することを請求することができる期間中に取得請求のなかったJ種優先株式を、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得し、これと引換えにJ種優先株式の払込金額相当額の総額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式を対価として交付する。但し、当該平均値が下限交付価額を下回る場合には、当該平均値に代えて下限交付価額をもって計算する。前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法により取扱う。

(6) 株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

当社は、法令に定める場合を除き、J種優先株式について株式の併合、分割又は無償割当ては行わない。当社はJ種優先株主には、募集株式、募集新株予約権又は募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

(7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金及び優先中間配当金の支払順位並びに残余財産の分配順位は、同順位とする。

9．J種優先株式の所有者との間の取決めの内容は次のとおりであります。

(1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

権利の行使に関する事項について、当社と各所有者との間で、特段の取決めはありません。

(2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

当社は、各所有者との間で、原則として、当社の事前の書面による承諾がない限り普通株式への取得請求権の行使が可能となる日以前に、当優先株式を売却しないことを合意しております。また、当社は、一部の所有者との間で、取得請求権の行使の結果交付を受けることとなる当社普通株式を売却することについて、事前に当社と協議を行い、所有者がその意見を斟酌しつつ適切な売却方針を策定し、当該売却方針に基づき売却を実施するよう努めることを合意しております。

10．発行済株式のうちI種優先株式1億4,000万株は、金銭以外の財産を出資の目的としたものであり、その財産の内容及び価額は次のとおりであります。

株式会社みずほコーポレート銀行の当会社に対して有する株式会社みずほコーポレート銀行と当会社との間に次に掲げる各契約に基づく元本債権（但し、次に掲げる順序に従って元本金額の総額が140,000,000,000円に満つるまでの部分に限る。）

- (1) 2006年7月26日付金銭消費貸借契約証書  
 (2) 2004年6月30日付金銭消費貸借契約証書  
 (3) 平成15年3月31日付特別当座貸越約定書（平成15年3月31日付連動金利適用に関する特約書、平成15年12月30日付変更契約証書、平成16年3月12日付変更契約証書、平成16年3月31日付変更契約証書、平成16年4月30日付変更契約証書、平成16年6月30日付変更契約証書、平成17年1月17日付変更契約証書、平成17年3月18日付変更契約証書、平成17年3月31日付変更契約証書、平成17年9月30日付変更契約証書、平成18年3月31日付変更契約証書、平成18年9月29日付変更契約証書による変更を含む。）

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第1四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る第一回J種優先株式が以下のとおり行使されております。

	第1四半期会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(株)	281,690
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	2,012,071
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	140.00
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(株)	5,000,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	35,714,284
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	140.00
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成23年4月1日(注)1	普通株式 2,012	普通株式 681,851 優先株式 285,281	-	150,000	-	834
平成23年4月30日(注)2	優先株式 281	普通株式 681,851 優先株式 285,000	-	150,000	-	834

(注)1. 優先株式の取得請求権が行使されその対価として普通株式を交付したことによるものであります。

2. 自己株式(優先株式)の消却によるものであります。

3. 平成23年7月1日に、新株予約権(ストック・オプション)141個が行使され新株を発行したため、普通株式の発行数が70千株、資本金が2百万円、資本準備金が2百万円増加しております。

## (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

## (7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

## 【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回I種優先株式 140,000,000 第一回J種優先株式 145,281,690	-	(注)1, 5
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 142,500	-	(注)1
完全議決権株式(その他)	普通株式 679,218,500	1,358,437	(注)1, 2, 4
単元未満株式	普通株式 478,847	-	(注)1, 3, 4
発行済株式総数	965,121,537	-	-
総株主の議決権	-	1,358,437	-

(注)1. 株式の内容は「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」に記載しております。

2. 株式数は、株式会社証券保管振替機構名義の株式500株を含めて記載しております。

また、議決権の数は、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個を含めて記載しております。

3. 1単元(500株)未満の株式であります。

4. 平成23年4月1日に、第一回J種優先株式のうち281,690株について取得請求権が行使され、その対価として普通株式を交付したことにより、当第1四半期会計期間末日現在の普通株式は2,012,071株、議決権の数は4,024個増加しております。

5. 平成23年4月30日に、当社が保有する第一回J種優先株式281,690株を消却したため、当第1四半期会計期間末日現在の第一回J種優先株式は145,000,000株となっております。

## 【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) (注)1
株式会社オリエントコーポレーション	東京都千代田区麹町5丁目2番地1	92,500	-	92,500	0.01
株式会社JCM (注)2	東京都千代田区神田錦町3丁目13番	50,000	-	50,000	0.00
計	-	142,500	-	142,500	0.02

(注)1. 発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。

2. 当社の持分法適用関連会社であります。

3. 当第1四半期会計期間末(平成23年6月30日)の自己株式等は、当社が所有する54,000株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合0.00%)及び株式会社JCMが所有する50,000株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合0.00%)の合計104,000株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合0.01%)となっております。

## 2 【役員】の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動について、該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	108,340	96,352
受取手形及び売掛金	1,747	1,819
割賦売掛金	<sup>1</sup> 861,574	<sup>1</sup> 874,005
信用保証割賦売掛金	2,620,326	2,607,496
資産流動化受益債権	<sup>2</sup> 392,149	<sup>2</sup> 383,193
事業貸付金	793	730
保証事業債権	354	279
販売用不動産	1,448	1,448
その他のたな卸資産	1,319	1,216
その他	<sup>2</sup> 332,089	<sup>2</sup> 359,342
貸倒引当金	250,306	250,120
流動資産合計	4,069,837	4,075,763
固定資産		
有形固定資産	113,836	114,111
無形固定資産		
のれん	690	657
その他	58,633	59,091
無形固定資産合計	59,324	59,749
投資その他の資産	30,777	28,030
固定資産合計	203,938	201,891
資産合計	4,273,775	4,277,655

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	279,324	281,012
信用保証買掛金	2,620,326	2,607,496
保証事業債務	354	279
短期借入金	83,455	88,798
1年内返済予定の長期借入金	358,909	347,825
未払法人税等	1,022	518
賞与引当金	3,449	1,875
事業整理損失引当金	23	23
割賦利益繰延	19,087	19,566
その他	238,394	284,548
流動負債合計	3,604,348	3,631,946
固定負債		
社債	267	267
長期借入金	408,572	394,372
退職給付引当金	12,638	12,950
役員退職慰労引当金	47	29
ポイント引当金	4,453	4,472
利息返還損失引当金	41,087	33,805
資産除去債務	269	258
負ののれん	571	326
その他	10,241	10,927
固定負債合計	478,148	457,410
負債合計	4,082,497	4,089,357
純資産の部		
株主資本		
資本金	150,000	150,000
資本剰余金	834	834
利益剰余金	45,695	42,488
自己株式	40	29
株主資本合計	196,490	193,294
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	137	172
繰延ヘッジ損益	869	921
為替換算調整勘定	6,673	6,387
その他の包括利益累計額合計	7,680	7,481
新株予約権	19	23
少数株主持分	2,449	2,461
純資産合計	191,278	188,297
負債純資産合計	4,273,775	4,277,655

## ( 2 ) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

( 単位：百万円 )

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
<b>営業収益</b>		
<b>事業収益</b>		
信販業収益	54,652	47,816
その他の事業収益	2,374	2,474
<b>事業収益合計</b>	<b>57,026</b>	<b>50,290</b>
金融収益	160	177
その他の営業収益	1,346	1,381
<b>営業収益合計</b>	<b>58,533</b>	<b>51,849</b>
<b>営業費用</b>		
販売費及び一般管理費	52,504	50,566
金融費用	4,604	4,186
その他の営業費用	47	106
<b>営業費用合計</b>	<b>57,156</b>	<b>54,859</b>
営業利益又は営業損失( )	1,377	3,010
経常利益又は経常損失( )	1,377	3,010
<b>特別利益</b>		
投資有価証券売却益	388	-
投資有価証券割当益	185	-
<b>特別利益合計</b>	<b>574</b>	<b>-</b>
<b>特別損失</b>		
役員退職慰労金	251	-
投資有価証券評価損	109	36
その他	100	-
<b>特別損失合計</b>	<b>460</b>	<b>36</b>
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失( )	1,491	3,046
法人税、住民税及び事業税	126	393
法人税等調整額	600	253
法人税等合計	473	139
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失( )	1,964	3,186
少数株主利益	0	11
四半期純利益又は四半期純損失( )	1,964	3,198

【四半期連結包括利益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失( )	1,964	3,186
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	263	35
繰延ヘッジ損益	295	51
為替換算調整勘定	161	286
持分法適用会社に対する持分相当額	0	0
その他の包括利益合計	398	199
四半期包括利益	1,566	2,986
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,571	2,998
少数株主に係る四半期包括利益	4	12



## 【会計方針の変更等】

当第1四半期連結累計期間  
(自平成23年4月1日  
至平成23年6月30日)

## 1 株当たり当期純利益に関する会計基準

当第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。これによる前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額に与える影響はありません。

## 【追加情報】

当第1四半期連結累計期間  
(自平成23年4月1日  
至平成23年6月30日)

## 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

## 【注記事項】

## (四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
<p>1. ローンカード及びクレジットカードに付帯するキャッシングサービスにおいて、顧客に付与した限度額のうち、当連結会計年度末における未実行残高(流動化したものを含む)は、2,948,746百万円であります。</p> <p>なお、当該契約には信用状況の変化、その他相当の事由があるときは、貸出の中止ができる旨定められており、必ずしもこの未実行残高のすべてが実行されるものではありません。</p> <p>2. 割賦売掛金を流動化したことに伴い保有する信託受益権等の債権であります。なお、「その他(流動資産)」に含めている信託受益権があります。</p> <p>3. 執行役員に対する退職慰労金に備えるものが24百万円含まれております。</p> <p>4. 保証債務 3,840百万円(当社従業員の金融機関からの住宅借入金に対する保証)</p> <p>5. 受取手形割引高 60百万円</p>	<p>1. ローンカード及びクレジットカードに付帯するキャッシングサービスにおいて、顧客に付与した限度額のうち、当第1四半期連結会計期間末における未実行残高(流動化したものを含む)は、2,893,830百万円であります。</p> <p>なお、当該契約には信用状況の変化、その他相当の事由があるときは、貸出の中止ができる旨定められており、必ずしもこの未実行残高のすべてが実行されるものではありません。</p> <p>2. 同左</p> <p>3. 執行役員に対する退職慰労金に備えるものが6百万円含まれております。</p> <p>4. 保証債務 3,692百万円(当社従業員の金融機関からの住宅借入金に対する保証)</p> <p>5. 受取手形割引高 60百万円</p>

## (四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)																																								
<p>信販業収益の内訳</p> <table> <tr> <td>包括信用購入あっせん収益</td> <td>6,012百万円</td> </tr> <tr> <td>個別信用購入あっせん収益</td> <td>8,373百万円</td> </tr> <tr> <td>信用保証収益</td> <td>22,215百万円</td> </tr> <tr> <td>融資収益</td> <td>17,257百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>793百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>54,652百万円</td> </tr> </table> <p>(注)各部門収益には、割賦売掛金の流動化による収益が次のとおり含まれております。</p> <table> <tr> <td>包括信用購入あっせん収益</td> <td>1,243百万円</td> </tr> <tr> <td>個別信用購入あっせん収益</td> <td>4,546百万円</td> </tr> <tr> <td>融資収益</td> <td>11,329百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>17,119百万円</td> </tr> </table>	包括信用購入あっせん収益	6,012百万円	個別信用購入あっせん収益	8,373百万円	信用保証収益	22,215百万円	融資収益	17,257百万円	その他	793百万円	計	54,652百万円	包括信用購入あっせん収益	1,243百万円	個別信用購入あっせん収益	4,546百万円	融資収益	11,329百万円	計	17,119百万円	<p>信販業収益の内訳</p> <table> <tr> <td>包括信用購入あっせん収益</td> <td>7,220百万円</td> </tr> <tr> <td>個別信用購入あっせん収益</td> <td>8,371百万円</td> </tr> <tr> <td>信用保証収益</td> <td>19,475百万円</td> </tr> <tr> <td>融資収益</td> <td>12,079百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>669百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>47,816百万円</td> </tr> </table> <p>(注)各部門収益には、割賦売掛金の流動化による収益が次のとおり含まれております。</p> <table> <tr> <td>包括信用購入あっせん収益</td> <td>1,585百万円</td> </tr> <tr> <td>個別信用購入あっせん収益</td> <td>4,376百万円</td> </tr> <tr> <td>融資収益</td> <td>6,480百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>12,441百万円</td> </tr> </table>	包括信用購入あっせん収益	7,220百万円	個別信用購入あっせん収益	8,371百万円	信用保証収益	19,475百万円	融資収益	12,079百万円	その他	669百万円	計	47,816百万円	包括信用購入あっせん収益	1,585百万円	個別信用購入あっせん収益	4,376百万円	融資収益	6,480百万円	計	12,441百万円
包括信用購入あっせん収益	6,012百万円																																								
個別信用購入あっせん収益	8,373百万円																																								
信用保証収益	22,215百万円																																								
融資収益	17,257百万円																																								
その他	793百万円																																								
計	54,652百万円																																								
包括信用購入あっせん収益	1,243百万円																																								
個別信用購入あっせん収益	4,546百万円																																								
融資収益	11,329百万円																																								
計	17,119百万円																																								
包括信用購入あっせん収益	7,220百万円																																								
個別信用購入あっせん収益	8,371百万円																																								
信用保証収益	19,475百万円																																								
融資収益	12,079百万円																																								
その他	669百万円																																								
計	47,816百万円																																								
包括信用購入あっせん収益	1,585百万円																																								
個別信用購入あっせん収益	4,376百万円																																								
融資収益	6,480百万円																																								
計	12,441百万円																																								

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
減価償却費 3,538百万円	減価償却費 3,802百万円

(株主資本等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント				その他 (百万円) (注)1	合計 (百万円)
	個品割賦 (百万円)	カード・融資 (百万円)	銀行保証 (百万円)	計 (百万円)		
営業収益						
外部顧客に対する 営業収益	22,278	23,095	7,708	53,082	3,944	57,026
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	0	-	0	2,189	2,189
計	22,278	23,095	7,708	53,082	6,133	59,215
セグメント利益	16,530	9,949	3,463	29,943	74	30,018

(注)1. その他の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、現在新規取扱のない住宅ローン及びサービス等の事業を含んでおります。

2. 報告セグメントの外部顧客に対する営業収益に含まれる主な部門収益は、以下のとおりであります。

個品割賦事業

個別信用購入あっせん収益 8,373百万円

信用保証収益 13,905百万円

カード・融資事業

包括信用購入あっせん収益 6,012百万円

融資収益 17,083百万円

銀行保証事業

信用保証収益 7,708百万円

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

利益	金額（百万円）
報告セグメント計	29,943
「その他」の区分の利益	74
全社費用等（注）	26,694
その他	1,945
四半期連結損益計算書の営業利益	1,377

（注）全社費用等の主なものは、貸倒引当金繰入額を除く販売費及び一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報  
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント				その他 （百万円） （注）1	合計 （百万円）
	個品割賦 （百万円）	カード・融資 （百万円）	銀行保証 （百万円）	計 （百万円）		
営業収益						
外部顧客に対する 営業収益	19,426	19,259	7,897	46,583	3,706	50,290
セグメント間の内部 売上高又は振替高	0	0	-	0	1,964	1,964
計	19,426	19,259	7,897	46,584	5,670	52,254
セグメント利益	13,990	5,755	3,847	23,593	293	23,886

（注）1. その他の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、現在新規取扱のない住宅ローン及びサービサー等の事業を含んでおります。

2. 報告セグメントの外部顧客に対する営業収益に含まれる主な部門収益は、以下のとおりであります。

個品割賦事業	
個別信用購入あっせん収益	8,371百万円
信用保証収益	11,055百万円
カード・融資事業	
包括信用購入あっせん収益	7,220百万円
融資収益	12,038百万円
銀行保証事業	
信用保証収益	7,897百万円

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

利益	金額(百万円)
報告セグメント計	23,593
「その他」の区分の利益	293
全社費用等 (注)	25,171
その他	1,725
四半期連結損益計算書の営業損失( )	3,010

(注) 全社費用等の主なものは、貸倒引当金繰入額を除く販売費及び一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報  
該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められないため記載しておりません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められないため記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

すべてヘッジ会計を適用しているため記載しておりません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は1株 当たり四半期純損失金額( )	3円91銭	4円69銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失( ) (百万円)	1,964	3,198
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半 期純損失( )(百万円)	1,964	3,198
普通株式の期中平均株式数(千株)	502,267	681,772
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利 益金額(注)	0円72銭	-
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	2,215,190	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり四半期純利益金額の算定に含 めなかった潜在株式で、前連結会計年度末 から重要な変動があったものの概要	算定に含めなかった潜在株式及び変 動はありません。	第一回J種優先株式 (発行価額の総額145,000百万円) 詳細は、「第3 提出会社の状況 1. 株式等の状況」に記載してお ります。 平成22年7月29日取締役会決議によ る新株予約権方式のストック・オブ ション (新株予約権の数 831個) (普通株式 415,500株) (行使価額 1円)

(注) 当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月 9日

株式会社オリエントコーポレーション

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 江見 睦生 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 根津 昌史 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大坂谷 卓 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社オリエントコーポレーションの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オリエントコーポレーション及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。